

看護師特定行為研修を終了した 看護師が活動しています

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が、医師とともに予め作成した手順書（指示）により、一定の診療補助（特定行為）を実施しています。

当院で実施している特定行為

- ◆ 長期呼吸療法に関する特定行為
- ◆ ろう孔管理に関する特定行為
- ◆ 創傷管理に関連する特定行為
- ◆ 栄養及び水分の管理に関連する特定行為

研修を終了し、さらに院内規定の水準に到達した看護師を、当院では、特定看護師と呼んでいます。特定看護師は、高い判断力と技能を兼ね備え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

***** 特定行為に関するご相談・お問合せ先 *****

南長野医療センター新町病院 地域医療連携室
月～金曜日（休診日を除く） 8：30～17：00